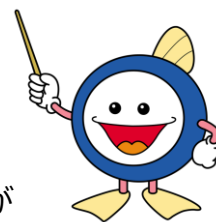


下水道使用料には減免制度があります

○減免の対象者について（※家庭用に限ります）



下記のいずれかに該当する使用者は、使用料が減免となる場合がありますので、都市整備課下水道係までご相談ください。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯で、かつ、生活扶助費の支給を受けている使用者。
- 70歳以上の単身世帯であって、当年度の町民税の非課税世帯の対象となった使用者。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭又は父子家庭であって、満20歳未満の子を1人以上を扶養しており、母子家庭の母又は父子家庭の父（年齢が65歳未満であること。）の収入で生計を維持している家庭で、かつ、当年度の町民税の非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の対象となった使用者。

○減免できる金額について（改定後料金）

- ・ 減免金額は基本使用料の35%となります。
- ・ 超過料金は減免の対象にはなりません。



例：下水道使用水量が10m³の場合

基本使用料（8m ³ まで）	減免割合		減免額
1,568円	× 35%	=	549円
基本使用料	減免額		請求額A
1,568円	- 549円	=	1,019円
超過料金（9m ³ から）	超過水量		請求額B
225円	× 2m ³	=	450円
請求額A	請求額B		請求額合計
1,019円	+ 450円	=	1,469円

※記載されている金額は全て税抜き

